

【2024.9.2 発信 VOL.87】

「進藤金日子メールマガジン」は、ホームページにて配信の申し込みをして頂いた方、名刺交換をさせて頂いた方、報告会等に参加頂いた方等に無料で配信させて頂いています。

VOL.87 は、以下の内容でお届けします。

- 台風の襲来と予算
 - 令和7年度予算概算要求について
 - 令和7年度税制改正要望について
 - 「農業用ため池対策推進PTの取りまとめ」について
 - 令和6年梅雨前線豪雨等による災害(仮称)における「大規模災害時の災害査定効率化」の対象について
 - 令和5年度食料自給率・食料自給力指標について
 - 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部について
 - 食料・農業・農村政策審議会、同企画部会合同会議について
 - スマート農業技術の活用に関する法律の基本方針(案)について
 - 活動状況(2024.8.1~2024.8.31)
-

■ 台風の襲来と予算

参議院議員の進藤金日子です。

- ・9月に入りましたが、台風10号の影響がまだ続いています。
- ・台風10号は、8月22日にマリアナ諸島付近で発生しましたが、8月27、28日には鹿児島県の奄美地方をゆっくりとしたスピードで北上し、8月29日の朝、鹿児島県薩摩川内市付近に上陸、自転車並みの速度で九州、四国地方を経て、9月1日には紀伊半島付近に上陸、徐々に勢力を弱めながら熱帯低気圧に変わりました。西日本だけでなく台風から遠くはなれた、関東、東北地方を含め、各地で記録的な大雨となり日本各地に大きな被害をもたらしています。東海道新幹線が数日にわたりストップし、航空便の運休、高速道路の通行止めなど交通機関が大きく乱れたほか、工場操業の停止、学校の休校、イベントの中止等社会経済活動にも様々な影響が及んでいます。
- ・お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りしますとともに、被害にあわれた全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- ・これから被災状況の詳細が明らかになってくるものと思われませんが、速やかな復旧が大切です。現場の状況に応じてしっかりと対応してまいります。
- ・今後も地球温暖化の影響により、大型台風の発生や線状降水帯による集中豪雨等が頻発することが予想され、これに備えた国土のインフラ整備を進めるとともに、これらハード整備と一体的にソフト対策も併用して国土強靱化対策を推進していく必要があります。
- ・令和7年度予算の概算要求が8月末に各府省から財務省に提出されました。農林水産関係については、6月5日に公布・施行された、改正食料・農業・農村基本法を踏まえ、今後5年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付けた、初年度の予算要求がなされました。
- ・これから年末に向けて、予算編成作業の中での厳しい折衝が続きます。農林水産業、農山

漁村の振興施策や諸課題解決に必要な予算を確保して、目に見える効果の早期発現を図っていかねばなりません。しっかりと取り組んでまいりますので、引き続きのご指導をお願いします。

・まだまだ残暑の厳しい日が続いておりますので、皆様におかれましては体調管理に十分ご留意願います。

■ 令和7年度予算概算要求について

・農林水産省は、8月末、財務省に対し令和7年度予算の概算要求を行いました。
・食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展、農村の振興等を図るため、農業の構造転換の実現に向けた施策を初動の5年間で集中的に実行するとともに、農林水産業の持続可能な成長を推進するための予算要求となっています。

・また、主に農業の構造転換を5年間で集中的に推進するための「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた「食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費」とともに、「「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る経費」、「「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費」及び諫早湾干拓潮受堤防排水門の非開門を前提とした「有明海の再生の加速化に係る経費」については、予算編成過程で検討する事項要求となっています。

・概算要求の総額は、26,389億円(対前年比116.3%)。公共事業費は、8,250億円(対前年比118.1%)、令和7年度東日本大震災復興特別会計における農林水産関係予算概算要求分として総額327億円(前年度予算比5.4%増)が計上されています。

1. 農林水産関係予算の概算要求の重点事項等について

- ・令和7年度予算概算要求の重点事項は、
- 1)食料安全保障の強化
 - 2)農業の持続的な発展
 - 3)農村の振興(農村の活性化)
 - 4)みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化
 - 5)多面的機能の発揮
 - 6)カーボンニュートラルの実現・花粉症解決に向けた森林・林業・木材産業総合対策
 - 7)水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

となっています。

※要求内容の詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/budget/r7yokyu.html>

2. 令和7年度農業農村整備事業関係予算概算要求について

・令和7年度農業農村整備事業関係予算の概算要求は、競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備を計画的に推進するため、農業農村整備事業(公共)、農業農村整備関連事業(非公共)及び農山漁村地域整備交付金(農業農村整備分)を合わせて、5,301億円(対前年度比118.8%)となっています。

・この農業農村整備にかかる要求は、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化を始め、保全管理の省力化、ため池の防災・減災対策、流域治水対策や集落排水施設の整備など、施設の

老朽化や人手不足、災害に対応できる農業生産基盤を構築するための予算要求となっています。

・また、予算編成過程で検討することにされている「食料安全保障強化政策大綱」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」及び「総合的なTPP等関連政策大綱」等に係る予算と合わせ、現場から強い要請がある予算が不足して見込まれる効果の発現が遅延することがないようにしなければなりません。

※要求内容の詳細は以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://drive.google.com/file/d/1oeNSZKfsMEBK-t6-b4ZhWD-pnVRI1Hrh/view?usp=sharing>

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/index.html>

■ 令和7年度税制改正要望について

・農林水産省は、8月30日に令和7年度税制改正要望を取りまとめ公表しました。その主要事項は、以下の5項目となっています。

1) 持続的な食料システムの確立に向けた農業と食品産業の連携強化等の促進に係る税制上の所要の措置(所得税・法人税、登録免許税)

2) 農業経営基盤強化準備金制度(交付金を準備金として積み立てた場合及び同準備金・交付金を活用して農用地等を取得した場合の経費算入)の2年延長等(所得税・法人税)

3) 農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置(取得価格から1/3控除)の2年延長(不動産取得税)

4) 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の2年延長(不動産取得税)

5) 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置(3年間、1/2)の2年延長(固定資産税)

農業の持続的な発展、食料安全保障の確保、農山漁村の活性化、森林・林業施策の推進、水産施策の推進のため、税制の改正にもしっかりと取り組んでまいります。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/keiei/tyosei/240830.html>

■ 「農業用ため池対策推進PTの取りまとめ」について

・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(ため池管理保全法)」が施行後5年を迎えることから、自由民主党農村基盤整備議員連盟の中に設置されている農業用ため池対策推進PTは、ため池管理保全施策の点検・検証を行い、「農業用ため池対策推進PTの取りまとめ」を8月27日に同議員連盟総会に報告しました。

・同取りまとめの主な内容は、ため池管理保全法の点検・検証を行った結果、現時点においてため池管理保全法を見直す必要はないが、農業用ため池の管理保全施策における課題の解決を図るべく、

1) 農業用ため池の管理保全に係る支援の充実

2) 水位計等遠隔監視機器の設置の推進

3) ため池工事の加速化

4) 農業用ため池の多面的機能の更なる発揮

を行うよう提言を行ったものです。

※PTの取りまとめ内容の詳細は以下のアドレスから参照願います。

■ 令和 6 年梅雨前線豪雨等による災害(仮称)における「大規模災害時の災害査定の効率化」の対象について

・ 8月6日、令和6年梅雨前線豪雨等による災害(仮称)において、激甚災害(本激)の指定の事前公表が行われたことから、農林水産省では、被災した地域の早期復旧を支援するため、農林水産業施設について、災害査定に要する期間等を大幅に短縮する「大規模災害時の災害査定効率化(※)」を適用対象とすることとしました。

※平成29年1月13日(金)から大規模災害発生時に被災自治体等の災害査定に要する期間等を大幅に縮減するルールとして設けたもの。

・ 災害に見舞われた地方自治体等の災害復旧事業における災害査定の事務手続きを迅速にする効率化の対象施設は以下のとおりで、効率化の内容や対象区域等は、下記のホームページからご覧下さい。

○「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に規定する農地、農業用施設、林道及び農林水産業共同利用施設

○「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定する林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunsyo/saigai/240806.html>

■ 令和5年度食料自給率・食料自給力指標について

・ 8月8日、農林水産省は、令和5年度食料自給率・食料自給力指標について公表しました。

・ カロリーベース自給率は、小麦の生産量増加や油脂類の消費量減少がプラス要因となる一方で、てん菜の糖度低下による国産原料の製糖量の減少がマイナス要因となった結果、前年度並みの38%となりました。

・ 生産額ベースの食料自給率は、輸入された食料の量は前年度と同程度ですが、国際的な穀物価格や生産資材価格の水準が前年度と比較して落ち着き、輸入総額が前年度比で減少(特に、畜産物、油脂類(飼料、原料を含む)の輸入総額が減少)したこと等により、前年度比+3ポイントの61%となりました。生産額ベースの食料国産率についても、前年度比+2ポイントの67%となりました。

・ 近年の10年間、食料自給率は37~39%となっており、令和12年度目標の45%に近づいておりません。あらためて、国内の食料供給力の強化を図る必要性を痛感しており、従来から私が提唱している政策アプローチ(目標自給率達成に必要な作物毎の国内生産努力目標に向けた増産(輸入作物の国産作物への転換)に関する支援施策の集中化)の早期実施を訴えてまいります。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/240808.html>

■ 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部について

・ 8月27日、政府は「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」を開催しました。

・ 食料・農業・農村基本法改正を受けた新たな政策の展開方向、米の需給状況とこども食堂

等への政府備蓄米の無償交付の現状、農林水産物・食品の輸出拡大に向けた取組状況と今後の展開方向、食品ロス削減・食品寄附促進の取組など、新たな基本計画の策定に向け、議論がなされました。

・この中で、令和7年の通常国会への法案提出を目指し、「基幹的な農業水利施設の更新は、農業者の申請によらずとも国等の発意による事業実施を可能とする」ように土地改良法の改正を検討することが明示されています。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(官邸ホームページ)。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/shokunou_dai8/gijisidai.html

■ 食料・農業・農村政策審議会、同企画部会合同会議について

・8月29日、農林水産省は「食料・農業・農村政策審議会・第1回企画部会合同会議」を開催しました。

・合同会議では、食料・農業・農村基本計画の変更について、坂本農林水産大臣から諮問が行われ、9月後半から現状分析、課題の分析、検討の視点の整理を行い、地方での意見交換会の後、とりまとめに向けた議論を行い、令和7年3月に審議会から農林水産大臣への答申し、同月中に政府として新たな基本計画を閣議決定する予定としています。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/240829.html>

■ スマート農業技術の活用の促進に関する法律の基本方針(案)について

・農林水産省は、7月31日、スマート農業技術活用促進小委員会を開催し、生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針(案)」を示しました。

・基本方針の構成は、第一：生産方式革新事業活動の促進に関する事項、第二：開発供給事業の促進に関する事項、第三：生産方式革新事業活動と開発供給事業との連携に関する事項、第四：生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項となっています。

・特に、第四の1の(2)の「スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備」においては、国は、「土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定)も踏まえ、スマート農業技術の導入に向け、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、水田の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化やICT水管理施設の整備を促進するとともに、関係府省庁で連携し、スマート農業技術の活用に必要な情報通信環境の整備を促進するものとする。」と示しております。

なお、基本方針(案)は、10月1日のスマート農業技術活用促進法の施行に合わせて、公表の予定です。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/smart_agri/240731/240731.html

■ 中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価(令和6年8月)について

・農林水産省は、令和2年度から実施している本制度の第5期対策について、最終年度にあたる令和6年度に、第10回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催し検討を行い、8月30日、中山間地域等直接支払制度(第5期対策)の最終評価(令和6年8月)を公表しました。最終評価のポイントは、以下のとおりとなっています。

1) 協定における各活動の実施状況

集落協定及び個別協定ともに、最終年度における各取組項目に係る活動の実施や目標の達成が見込まれるなど、活動が適切に行われている。

2) 本制度の実施効果

本制度によって約 8.4 万 ha の農用地の減少が防止されたことにより、農地の多面的機能が維持・発揮された(面積は推計値)。

3) 今後、進めていくべき取組(制度の在り方)

制度の現状等の分析及び次期対策に向けた市町村の意向等を踏まえ、人口減少・高齢化が進行し、共同活動の継続や集落の維持が困難になっている中山間地域等において、集落協定も高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により、活動の継続が困難な協定の増加や協定の廃止が課題となっていることから、次の取組について検討。

- ・共同活動の継続に向けた、集落協定間の連携や多様な組織等が協定活動に参画可能な体制づくり

- ・農業生産活動の継続につながる幅広い活動を促すため、加算措置等により共同活動の活性化等に資する取組の支援

- ・事務の簡素化について検討

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tyusan/240830.html>

■ 多面的機能支払交付金の施策の評価(令和 6 年 8 月)について

- ・農林水産省は、多面的機能支払交付金第三者委員会の意見を受け、「資源と環境」「社会」「経済」の 3 つの視点で評価を行い、8 月 30 日、多面的機能支払交付金の施策の評価(令和 6 年 8 月)を公表しました。

施策の評価のポイントは、以下のとおりです。

1) 多面的機能支払交付金の効果の評価

本交付金について、国が取りまとめた交付状況の点検結果及び効果の評価に加え、都道府県が取りまとめた共同活動の実施状況の点検結果及び活動組織の取組の評価に基づくとともに、SDGs の考え方を踏まえ、「資源と環境」「社会」「経済」の 3 つの視点で本交付金を評価を行い、施策の評価として取りまとめるもの。

「資源と環境」

地域資源の適切な保全管理や農業用施設の機能維持・増進、農村環境の保全・向上、自然災害の防災・減災・復旧に寄与していると評価。

「社会」

多様な主体が参画した地域の共同活動が行われ、農村の地域コミュニティの維持・強化に結び付いていると評価。

「経済」

農地集積のきっかけになるとともに、大規模経営体の負担軽減につながる等、構造改革の後押しとして地域農業に貢献していると評価。

2) これまでの課題と今後の展開方向

ア課題

人口減少や高齢化に伴う事務作業や活動継続の困難化等が課題。

イ今後の展開方向

本交付金については、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容において、

○広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画を推進

○事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について検討

○環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討することとされた。これらを踏まえ、令和 7 年度からの次期対策に向けては、以下の取組を検討することとする。

○多様な組織や非農業者等の参画促進

○広域化等を通じた活動組織の体制強化

○事務負担の軽減

○環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動推進

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/tamen/240830.html>

■ 令和 5 年度日本型直接支払の実施状況について

・農林水産省は、8 月 30 日、令和 5 年度日本型直接支払(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金)の実施状況を公表しました。

※詳細は、以下のアドレスから参照願います(農林水産省ホームページ)。

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/nihon/240830.html>
